

定例選挙管理委員会会議録要旨

| | |
|-----|-----------------------------|
| 日 時 | 令和7年5月 13 日(火) 午後3時 50 分 |
| 場 所 | 横浜市選挙管理委員会室 |
| 出席者 | 吉原委員長、和田委員長職務代理者、森委員、藤代委員 |
| | 武島事務局長、鈴木選挙部長、廣澤選挙課長、古川調査課長 |
| | 水野庶務係長、遠藤選挙係長、田村啓発係長 |
| | 間宮専任職、水野職員 |

議 事

1 第27回参議院議員通常選挙について

- (1) 選挙人名簿の登録の移替えの延期について(方針案) (議案 1)
- (2) 臨時期日前投票所の投票期間及び投票時間について(方針案) (議案 2)
- (3) 不在者投票用紙等の公示日前発送開始日について (方針案) (議案 3)
- (4) ポスター掲示場の様式について (方針案) (議案 4)

《主な発言》

委 員：議案 3 について、不在者投票用紙等の発送開始日は何曜日か。郵便局は土日の配達はしていないが。

事務局：公示日前日の水曜日。

- (5) 啓発事業計画について (案) (議案 5)

《主な発言》

委 員：ポケットティッシュ20万個とあるが、明るい選挙推進員の方々に配布してもらうのか。

事務局：そのとおり。明るい選挙推進員の方々による街頭啓発のほか、各区役所の窓口や商業施設やイベントでのブースでも配布する。

委 員：街頭啓発は各区何回くらい行うのか。

事務局：推進員の人数や配布できる場所など、各区の実情に応じて実施していただくため、区によって回数には差が生じる。

2 横浜市長選挙について

- (1) 横浜市長選挙の選挙期日の告示について (議案6)
- (2) 横浜市長選挙における選挙長等の選任について (議案7)
- (3) 横浜市長選挙における選挙会の場所及び日時について (議案8)
- (4) 選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等について (議案9)

委員全員：異議なし

- (5) 選挙人名簿の登録の移替えの延期について(方針案) (議案10)
- (6) 投票用紙、選挙運動で使用する配布物件及び政治活動で使用する物件の地色、文字色について (議案11)
- (7) 横浜市長選挙における選挙公報掲載申請期限について (議案12)
- (8) 横浜市長選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について (議案13)

《主な発言》

委 員：議案11について、選挙運動で使用する交付物件のうち、自動車・船舶用表示板、拡声機用表示板は、白地でピンク色の文字とのことだが、見づらいのではないか。

事務局：以前も同じ配色とした例がある。濃いめの色なので、見づらいということはない。

- (9) 臨時期日前投票所の投票期間及び投票時間について(方針案) (議案14)
- (10) 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日について (方針案) (議案15)
- (11) ポスター掲示場の様式及び区画数等について (議案16)
- (12) 横浜市長選挙における選挙運動費用の支出制限額について (議案17)

委員全員：異議なし

- (13) 啓発事業計画について (案) (議案18)

《主な発言》

委 員：ポスター等のデザインについて、個人的にはキャラクターのセリフの位置

は、人物の背中側にあるより正面側にあった方が自然と思う。

委 員：若い人に人気のキャラクターを採用したのであれば、若い人からも意見を聴いてはどうか。

事務局：イコットプロジェクトのメンバーから意見を聴いたうえで決定する。

委 員：投票証明書についても、キャラクターを使用して作成することだが、どのような仕様とするのか。

事務局：参院選・市長選ぞぞぞの投票証明書を組み合わせると1枚の絵になるようできればと考えている。

《 原 案 の と お り 決 定 》

3 報告事項

(1) 令和7年度選挙管理委員会事務局運営方針について

《主な発言》

委 員：港北区で導入する読取分類機は参議院選挙でも使用するのか。

事務局：市長選挙において試行導入する。

委 員：読取分類機は、正確性は担保できるのか。

事務局：昨年末に開票シミュレーションを行ったが、正確性は高いと考えている。

(2) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

《主な発言》

委員長：ポスターの品位保持について、違反かどうか判断するのは選管ではなく、警察での対応となる、という解釈で間違いないか。

事務局：そのとおり。

委 員：いわゆる2馬力選挙の対応として、鳥取県では条例を制定したことだが、横浜市会では、そのような対応をとる動きはあるのか。

事務局：そのような動きはない。我々としては法律に従って対応を取っていくことになる。

(3) 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」に伴う対応について

4 その他